

明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する  
条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募方法)

第2条 条例第2条本文の規定による公募は、告示により行うとともに、市の広報紙への掲載、インターネットの利用その他広く周知することのできる方法によって行うものとする。

(指定申請書)

第3条 条例第3条の規定による申請は、明石市指定管理者指定申請書(様式第1号)により行わなければならない。

(選定結果の通知)

第4条 市長は、条例第4条第1項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った団体に対し、速やかにその結果を明石市指定管理者選定結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、条例第4条第3項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、当該指定管理者の候補者に対し、その旨を明石市指定管理者選定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(指定管理者の指定等の通知)

第5条 市長は、条例第5条第1項の規定による指定管理者の指定をしたときは、速やかにその旨を当該指定をした団体に対し、明石市指定管理者指定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 市長は、条例第9条第1項の規定による指定の取消し又は管理の業務の停止をしたときは、速やかにその旨を当該指定の取消し又は管理の業務の停止をした団体に対し、明石市指定管理者指定取消等通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

明石市指定管理者指定申請書

年 月 日

明石市長 様

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

印

連絡先(電話)

下記施設について指定管理者の指定を受けたいので、明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

施設の名称	
所在地	

注 添付書類

- (1) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
- (2) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 経営状況を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

明石市指定管理者選定結果通知書

第 号  
年 月 日

様

明石市長 印

年 月 日付けで申請のありました下記施設に係る指定管理者の候補者については、明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり指定管理者の候補者を選定しましたので通知します。

記

施設の名 称	
所 在 地	
選定した団体	
選定した理由	

様式第3号（第4条関係）

明石市指定管理者選定通知書

第 号  
年 月 日

様

明石市長 印

明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第3項の規定により、下記施設に係る指定管理者の候補者として、次のとおり選定しましたので通知します。

記

施設 の 名 称	
所 在 地	
選定した理由	

様式第4号（第5条関係）

明石市指定管理者指定通知書

第 号  
年 月 日

様

明石市長 印

明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、下記施設に係る指定管理者に指定することに決定しましたので、次のとおり通知します。

記

施設の名称	
所在地	
指定期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第5号（第5条関係）

明石市指定管理者指定取消等通知書

第 号  
年 月 日

様

明石市長 印

指定管理者の指定について、明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

決定の内容	
上記の決定をした理由	

- 注 1 この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に明石市長に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、明石市を被告として（明石市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければいけないこととされています。